

**記入例**

**相続手続依頼書**  
(事業総合型相続手続依頼書)

2024年 ○月 △日

△△ 農業協同組合 御中

該当を○で囲んでください

※ 該当を○で囲んでください。

被相続人  
おとこ 京都市左京区大手町1番地  
おなまえ 農協 太郎  
2024年 3月 1日 死亡

相	相続人(受遺者・相続財産清算人・遺言執行者)	相続人(受遺者)
	おとこ 京都市左京区大手町1番地 おなまえ 農協 花子	おとこ 京都市左京区大手町1番地 おなまえ 農協 一郎
続	相続人(受遺者)	相続人(受遺者)
	おとこ 京都府宇治市豊洲町3番地 おなまえ 農協 二郎	おとこ 大阪府高槻市平河町2番地 おなまえ 組合 今日子
関	相続人(受遺者)	相続人(受遺者)
	おとこ おなまえ (実印)	おとこ おなまえ (実印)
者	相続人(受遺者)	相続人(受遺者)
	おとこ おなまえ (実印)	おとこ おなまえ (実印)

こちらは一例となります。ご記入については、お取引内容や相続により異なります。

実印を押印ください

2 貯金等の内容・取扱方法の明細

取引店名 (注1)	取引の種類	口座番号等 (注2)	取扱方法		請求割合・金額 (注3)
			請求者(払戻または名義変更を受ける者)	該当に○印 払戻 名義変更	
甲町支店	普通貯金	1234567	農協 花子	○	50万円
甲町支店	普通貯金	1234567	農協 一郎	○	50万円控除後の全額
乙村支店	定期貯金	23456789	農協 二郎	○	60%
乙村支店	定期貯金	23456789	組合 今日子	○	40%
乙村支店	定期貯金	34567890	組合 今日子	○	全額

なお、上記相続割合で分割できない端数については 農協 二郎 に加算してください。  
(注) 1 取引店名が複数存在する場合は、受付店舗以外の店舗での処理日が数営業日後となる場合があります。  
2 国債は債券口座番号、投信はファンド名をご記入ください。  
3 同一口座の貯金等につき請求者(払戻または名義変更を受ける者)が複数の場合は、「請求割合・金額」欄に請求割合または金額をご記入ください。また、国債は額面金額、投信は口数をご記入ください。

3 貸金庫

貸金庫取引(取引店名: 、貸金庫番号: )については解約し、格納品の返却を依頼します。  
なお、取引の解約および格納品(戻手数料を含む)を受領する一切の件を相続手続権限者に委任します。

4 通帳・証書等の喪失

私(私ども)は、下記物件の所在が不明のため提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合は、ただちに貴組合へ提出いたします。

取引店名	取引の種類	口座番号等	喪失物(該当を○で囲んでください。)
乙村支店	定期貯金	3456789	カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他( )
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他( )
			カード(本人・代理人)・通帳・証書・その他( )

記

I 貯金・出資金等

1 貯金・出資金 該当の番号を1つだけ○で囲んでください。(番号を1つだけ○で囲んでください。)

1	相続人全員で... (私ども)に権利者は存在しません。	遺産分割協議前に請求される場合
2	別添... 年 月 日付「遺産分割協議書」の内容に基づき、右記貯金・出資金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合(遺産分割協議書あり)
3	相続人全員により分割協議が成立し、右記貯金・出資金等につき後記のとおり相続します。	遺産分割協議後に請求される場合(遺産分割協議書なし)
4	被相続人の遺言により、右記のとおり相続しました。本遺言のほかに遺言は存在せず、相続人間で遺言に係る争いはありません。	遺言書に基づき請求される場合
5	裁判所の調停・審判により遺産分割が成立いたしました。右記貯金・出資金等につき私(私ども)以外に権利者は存在しません。	裁判所関与の分割手続が行われた場合
6	相続関係者は私1人です。私が相続しました。右記貯金・出資金等につき私以外に権利者は存在しません。	単独相続等の場合
7		その他の場合

5 持分の払戻請求権の内容

出資額 (出資持分相当額)	相続により名義変更される 場合は記入不要です	備考
100 口	300,000 円	別途、預り金 30,000 円

6 持分の処理および分割方法

相続人	該当に○印			相続する口数・金額	別途書類が必要 となります
	相続 加入	増口	払戻		
農協 一郎	○			100 口 300,000 円	
農協 一郎				口 預り金 30,000 円	

なお、未払配当金（出資配当金・事業分量配当金等）がある場合には 農協 一郎 に加算してください。

(注) 「相続加入」欄は、農協の定款に基づき相続加入する場合に○をご記入ください。「増口」欄は、既に組合員である方が、相続した持分の払戻請求権を利用して増口を行う場合に○をご記入ください。「払戻」欄は、持分の払戻請求権を相続した方が、持分の払戻を行う場合に○をご記入ください。

II 貯金等・出資に関する持分の払戻請求権の払戻金の振込先

前記 I の貯金等および持分の払戻請求権の払戻金について、以下の口座に農協所定の振込手数料を差引のうえお振込ください。

金融機関名	△△農業協同組合		支店名	〇〇支店
貯金種類	普通・当座・ その他 ( )	(フリガナ) 受取人	ノキョウ ハコ 農協花子	
口座番号	9876543	金額 (注)	500,000 円	

金融機関名	〇〇農業協同組合		支店名	本店
貯金種類	普通・当座・ その他 ( )	(フリガナ) 受取人	ノキョウ ジョウ 農協 二郎	
口座番号	8765432	金額 (注)	全額 円	

金融機関名	□□銀行		支店名	△△支店
貯金種類	普通・当座・ その他 ( )	(フリガナ) 受取人	クマイ キョウ 組合 今日子	
口座番号	7654321	金額 (注)	全額 円	

金融機関名			支店名	
貯金種類	普通・当座・ その他 ( )	(フリガナ) 受取人		
口座番号		金額 (注)	円	

金融機関名			支店名	
貯金種類	普通・当座・ その他 ( )	(フリガナ) 受取人		
口座番号		金額 (注)	円	

(注) 払戻金額の全額を振込む場合は、金額欄に「全額」(※受取人(相続人)別の全額との意)とご記入ください。

III 共済契約にかかる承継者

被相続人が共済契約者（建物共済の場合は共済契約者または被共済者＜共済の対象の所有者＞）となっている下表記載の共済契約（合計 4 契約）について、同表記載の承継共済契約者、承継被共済者＜共済の対象の所有者＞に一切の権利および義務を承継することとしました。

ただし、相続開始前に発生している共済金請求権については、本書面により承継される被共済者の権利義務には含みません。

(生命共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日 (始期年月日)	共済契約者	被共済者	承継共済契約者
1	終身	1111	2008年4月30日	農協太郎	農協花子	農協花子
2	医療	1112	2010年5月10日	農協太郎	農協花子	農協花子
3			年 月 日			
4			年 月 日			
5			年 月 日			

別途書類が必要となります

(注) 1 生命共済とは、生命共済、がん共済、特定重度疾病共済、...  
2 各々の共済契約...  
3 こども共済は、...  
4 被相続人が保障...  
◆共済契約にかかる留意事項等◆  
・それぞれの契約に、別途「長期共済契約関係者変更通知書兼届出書」等の関係者変更にかかる書類を承継者本人から取得する必要があります。  
・「共済契約にかかる承継者通知書」と表などが異なっています(この様式では生命・建物・自動車ごとに分けた表としていますが、内容は同じです)。  
・遺産分割協議書や遺言書がある場合は、記入が不要となる場合があります

(建物共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日 (始期年月日)	共済契約者	被共済者	共済の対象	承継共済契約者	承継被共済者 <共済の対象(目的)の所有者>
1	建更	1223	2016年8月10日	農協太郎	農協太郎	建物	農協一郎	農協一郎
2	建更	1224	2016年8月10日	農協太郎	農協太郎	家財	農協花子	農協花子
3			年 月 日					
4			年 月 日					
5			年 月 日					

別途書類が必要となります

(注) 1 建物共済とは、建物更生共済、火災共済、賠償責任共済（農業者賠償責任共済を含む）をいいます。  
2 共済の対象欄は、共済種類が建物更生共済、火災共済の場合にご記入ください。  
(賠償責任共済の場合、共済の対象欄の記載は不要です)。  
3 承継被共済者＜共済の対象の所有者＞欄は、被相続人が被共済者となっている建物更生共済、火災共済についてご記入ください。(被共済者ではない場合および賠償責任共済は記載不要です)。  
4 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者、承継被共済者 1 名を選定してください。

(自動車・自賠責共済)

	共済種類	契約番号	契約年月日 (始期年月日)	共済契約者	被共済者	承継共済契約者
1	自動車・自賠責		年 月 日			
2	自動車・自賠責		年 月 日			
3	自動車・自賠責		年 月 日			

別途書類が必要となります

(注) 各々の共済契約について、相続人の中から承継共済契約者 1 名を選定してください。

以上

(農協使用欄)

被相続人の資格区分 (組合員・その他)

係印	印鑑照合	検印